

○国立大学法人埼玉大学情報メディア基盤センター規程

〔平成16年10月1日
規則第169号〕

改正 平成17.12.22 17規則32 平成20. 3. 1 19規則96
平成20. 7.24 20規則75 平成24. 9.25 24規則35
令和2. 3.26 元規則43

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人埼玉大学学則第8条の2第2項の規定に基づき、情報メディア基盤センター（以下「センター」という。）に関して、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 センターは、本学における全学的な情報基盤の整備・運用及び情報基盤に係る研究開発を行うことを目的とする。

(業務)

第3条 センターにおいては、次に掲げる業務を行う。

- (1) 全学的な情報基盤の整備・運用
- (2) 全学的な情報基盤に係る情報システムの研究開発
- (3) 情報メディアを活用した各種教育プログラムの開発・支援
- (4) その他センターの目的を達成するために必要な事項

2 センターは、前項の業務を遂行するために、学内関連組織と相互に連携し、調整を図るものとする。

(部門)

第4条 センターに、次の部門を置く。

- (1) 学術情報処理研究開発部門
- (2) 高度情報共有環境研究開発部門
- (3) 情報メディア教育支援部門

(組織)

第5条 センターに、次の教職員を置く。

- (1) センター長
- (2) 専任教員
- (3) 兼任教員
- (4) その他の職員

(センター長)

第6条 センター長は、本学の専任教員のうちから、学長が委嘱する。

2 センター長は、センターを統括する。

3 センター長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、センター長に欠員が生じた場合の後任者のセンター長の任期は、前任者の残任期間とする。

(専任教員)

第7条 専任教員の採用、昇任等に関しては別に定める。

(兼任教員)

第8条 兼任教員は、本学の専任教員のうちから、センター長の推薦に基づき、学長が委嘱する。

2 兼任教員の任期は2年とし、再任を妨げない。

(センター会議)

第9条 センターの運営に関する事項を審議するため、センターに情報メディア基盤センター会議(以下「センター会議」という。)を置く。

2 センター会議に関し必要な事項は、別に定める。

(事務)

第10条 センターの事務は、情報メディア基盤センター運営室において処理する。

(雑則)

第11条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規則は、平成16年10月1日から施行する。

2 総合情報基盤機構設立後、最初に就任するセンター長及びセンターの兼任教員の任期については、第6条第3項又は第8条第2項の規定にかかわらず、平成18年3月31日までとする。

附 則 (平成17.12.22 17規則32)

この規則は、平成18年1月1日から施行する。

附 則 (平成20. 3. 1 19規則96)

この規程は、平成20年3月1日から施行する。

附 則 (平成20. 7. 24 20規則75)

この規程は、平成20年7月24日から施行する。

附 則 (平成24. 9. 25 24規則35)

この規程は、平成24年9月25日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則 (令和2. 3. 26 元規則43)

この規程は、令和2年4月1日から施行する。